

企 画 競 争 説 明 書

この企画競争説明書は、本業務に係る企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和7年度外国語教育推進事業労働者派遣業務

(2) 業務目的

県内の県立学校に外国人ネイティブ・スピーカー（以下「NS」という。）を派遣し、児童・生徒の外国語による実践的コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進等を図るもの。

(3) 業務内容

岩手県教育委員会が指定する県立学校に対し23名以上のNSを派遣し、以下に掲げる業務を履行すること。

ア 各県立学校が計画する外国語教育活動の業務に関すること

イ 国際理解教育、外国語教育に関するコンサルティング

ウ 国際理解教育、外国語教育に係るレッスンの企画及び提案

エ 教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供

オ 教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供

カ その他岩手県が必要と認め、受託者と協議の上、受託者が合意した業務に関すること

(4) 委託期間

令和7年4月10日（木）から令和8年3月9日（月）まで

(5) 見積限度額

114,115千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

2 企画競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 岩手県から、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条による許可を受けている者であること。

(5) 業務実施の主体として、本件の業務と同等の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

3 参加者に求められる事項

- (1) 参加者は、企画競争参加資格（以下「参加資格」という。）の審査に必要な書類として、次の書類（以下「審査書類」という。）を各1部、令和7年3月6日（木）午後5時までに10の場所に提出しなければならない。
 - ア 企画競争参加申請書（様式第1号）
 - イ 団体概要書（様式第2号）
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 県内に事務所又は事業所を有する者
 - a 審査書類を提出する日（以下「提出日」という。）の属する年の直前1年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書
 - b 提出日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者
 - a 提出日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書
 - b 提出日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書
 - エ 提出日の属する年度の前年度及び前々年度の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。）
 - オ 労働者派遣事業許可証の写し
- (2) 審査書類を提出した者は、提出した審査書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 審査書類は、岩手県において審査するものとし、参加資格を有すると認められた者に限り技術提案書を提出できるものとする。

なお、審査書類の補足、補正等は認めるが、令和7年3月6日（木）午後5時までとする。
- (4) 審査結果は、令和7年3月7日（金）までにFAXにより通知する。

4 技術提案書の提出

- (1) 3（4）により参加資格を有すると通知された者は、技術提案書（様式任意）を令和7年3月12日（水）午後5時までに10の場所に提出しなければならない。

なお、期限までに提出のなかった者は、参加資格を失うものとする。
- (2) 技術提案書はA4判とし、次の項目を必ず記載すること。

なお、提出部数は、8部（正本1部、副本7部（副本は写しでも可））とする。

 - ア 同様の業務を受託した実績状況
過去3年間の業務実績を県内、県外ごとに区別したものとする。
 - イ NSの採用体制、企画提案書提出時点でのNS登録数
 - ウ NSの研修体制、労務管理体制（社会保険料等の加入状況含む）
 - エ NSの危機管理体制
 - オ 本業務の効果的な活用方法

カ 本業務に係る経費の概算見積額

人件費、交通費、損害保険料、諸経費などの各経費を区分し作成すること。

5 企画提案会の実施

- (1) 企画提案会は、令和7年3月17日（月）に実施するものとし、開始時間等の詳細については、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションの時間は30分以内とし、10分程度の質疑応答を予定していること。
- (3) 提案・説明者は3人以内とすること。

6 審査方法等

(1) 審査方法

技術提案書及び企画提案会でのプレゼンテーションに基づいて、選定委員会の委員が、別表「令和7年度外国語教育推進事業労働者派遣業務 選定基準」により審査する。

(2) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、契約予定人を決定後、企画提案会の参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じないものとする。

審査結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

7 本業務に関する質問

質問がある場合は、令和7年3月4日（火）午後5時までに質問書（様式第3号）を郵便、電子メール又はFAXにより、10の場所に提出すること。

8 契約に関する事項

県は、決定した契約予定人に正式な見積書を依頼し、予定価格の範囲内で委託契約をする。

なお、契約を締結するまでの間に、著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、契約を締結しないことがある。

9 その他事項

- (1) 企画競争の参加に要した費用については、全て参加者が負担するものとする。
- (2) 技術提案書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 審査書類及び技術提案書（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあること。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 提出期限後の提出書類の差し替え、修正は、原則として認めないものであること。
- (6) 提出書類は、岩手県及び選定委員会における使用に限り、必要に応じて複製することがあるもの。
- (7) 令和7年度予算が成立しなかったときは、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

10 企画競争に関する事務を担当する部局の名称及び所在地（問い合わせ先）

岩手県教育委員会事務局 学校教育室 高校教育担当

住所 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎10階

電話 019-629-6141（直通） FAX 019-629-6144

電子メールアドレス DB0003@pref.iwate.jp

【別 表】

令和7年度外国語教育推進事業労働者派遣業務 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容
1 業務を適正かつ確実に実施できる能力を有していること	会社の業務内容に関すること	会社のコンセプト、業務内容等が、本業務の目的の達成に適しているか
		外国語指導のカリキュラム、指導法、教材等に関する研究体制は十分か
		本業務に対する理解度は十分か
2 業務の効率的かつ効果的な運用を図ることができるものであること	NSの採用体制に関すること	NSの採用体制、採用基準、採用方法が本業務の実施に適しているか
	NSの研修体制に関すること	採用から派遣先での業務を行うまで、及び業務を開始してからの研修体制は十分か
	NSの労務管理体制に関すること	NSに対する勤務評価の方法、連絡体制、その他労務管理の体制は適切か
	危機管理体制に関すること	NSが関係する事故等への対応、欠員等が生じた場合の対応、各種保険への加入等は適切か
	国際理解教育、英語教育に関すること	国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング等は十分か
	教職員に対する支援に関すること	教職員に対する支援及び情報提供の体制は十分か
	受託実績に関すること	本業務と同様の業務の受託実績は十分か
	その他	外国語教育におけるNSの効果的・効率的な運用方法の提案内容は有効か
3 確実な業務の実施にあたり経費の積算が妥当であること	参考見積の額及び積算内容に関すること	事業の積算に係る単価や経費が妥当であり、業務の提案内容と整合性がとれているか